

第 3 章

災 害 予 防 計 画

第3章 災害予防計画

この計画は、特別防災区域に係る災害の発生を未然に防止することを目的とする。

第1節 危険物、高圧ガス及び毒・劇物等災害予防計画

この計画は、危険物、高圧ガス及び毒・劇物等の火災、漏洩、爆発等の災害予防計画について基本的事項を定める。

1. 災害予防の基本方針

(1) 特定事業者

- ① 災害予防に関し、第一次的責任者として自主保安の重要性を認識するとともに、各施設の設置、貯蔵、取扱い、防災資機材の整備及び輸送等、すべての点において十分な安全対策を講じ、あらかじめ定める計画に従い保安検査及び点検を徹底するものとする。
- ② 事業所内部及び防災組織関係機関との連絡体制の確立や、職員の避難体制、配備計画等を策定し、緊急時の即応体制を整えるものとする。

(2) 防災関係機関

- ① 関係法令に基づく権限を有する機関は、特定事業所に対する点検、査察、監督指導を強化し、災害発生要因の排除と災害予防の徹底を図るものとする。
- ② 特定事業所に対する災害予防についての教育及び防災訓練等を実施し、防災に関する知識、技能の向上を図るものとする。
- ③ 特定事業所及び防災関係機関相互の連絡、情報伝達体制の確立を図るとともに応急対策上必要な事業所情報（可燃性物質・毒劇物等の所在や性状、主な貯槽施設や防災施設等の概要等）を共有し、防災要員の配備計画を策定する等、緊急時の即応体制を整えるものとする。

2. 基本的な予防措置事項

(1) 特定事業者

- ① 法令に定める定期点検に加え自主的な点検を計画的に行い、施設及び設備の適切な維持管理に努めるとともに、内部規程を策定し自主保安管理体制を確立するものとする。
- ② 自衛防災組織を設置し、防災規程を定め、防災管理者及び副防災管理者(第1種事業者に限る。)を選任し、防災要員を置き、特定防災施設等を設置するとともに、必要な防災資機材を整備して維持管理し、防災業務の実施について消防機関に報告するものとする。
- ③ 防災管理者及び従業員等に対する保安教育及び防災訓練並びに情報伝達訓練等を行い、防災に関する知識、技能の向上を図るとともに、事業所内部及び防災関係機関との連絡、情報伝達体制、避難・広報体制等を確立し、緊急時の即応体制を整えるものとする。
- ④ 特別防災区域における災害の特殊性を考慮し、施設規模に応じた化学消防車その他の防災資機材、消火薬剤、防毒マスク等及び防災要員の確保、増強に努めるとともに、災害が発生した場合は、防災要員等がこれらの防災資機材等を適切に取り扱うことができるよう、平時から訓練の実施に努めるものとする。

(2) 宮城海上保安部

ア 危険物及び高圧ガス船舶に対する監督指導を次により実施する。

(ア) 港則法に基づき、港長が停泊場所の指定、荷役運搬の許可を行うとともに、その監督指導にあたる。

(イ) 津波、台風等の異常な自然現象により災害発生が予想される場合は、港長が状況に応じて荷役中止あるいは港外避泊を勧告し、また、必要があると認めるときは荷役中止あるいは港外移動を命じる。

(ウ) 港則法並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等の遵守、災害防止に関する指導を行う。

イ 危険物積載船舶の入出港時及び停泊中必要があると認めるときは、巡視船艇を出動させて安全性の確認及び指導にあたるとともに、付近航行船舶及び港内作業船舶に対しては危険物積載船舶に接近しないように指導し、付近における喫煙及び火気取扱いの禁止を徹底する。

ウ オイルフェンス、油処理剤、消火薬剤等必要な防災資機材の整備を図るとともに、県内における流出油防除資機材の備蓄状況の把握に努める。

(3) 東北地方整備局仙台河川国道事務所

関係機関と協議のうえ、緊急通行道路を選定し、緊急時の車両通行及び物資輸送の確保に備えるものとする。

(4) 東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所

港湾管理者と協議し、直轄事業に係る港湾施設及び港湾区域内の海岸保全施設を、所要の耐震構造で建設する。

(5) 東北運輸局

ア 海洋汚染防止について、随時点検指導を行う。

イ 危険物船舶運送及び貯蔵規則の遵守及び励行についての指導を行う。

(6) 東北管区警察局

警察官及び災害関係装備品の受支援・調達体制の確立に努める。

(7) 宮城県

ア 関係法令に基づく定期的な保安検査及び必要に応じ立入検査等を行い、施設の適切な維持管理がなされるよう指導する。

イ 危険物移送取扱所の許可及び予防査察等の実施並びに仙台市消防局及び塩釜地区消防事務組合（以下「関係消防本部」という。）が行う危険物施設の認可及び予防査察等について指導または助言を行う。

ウ 特定毒物等の取扱者に対して、特定毒物等の盗難または紛失の防止並びに特定毒物が事業所から飛散し、漏れ、流れ出若しくはしみ出またはこれらの施設の地下にしみ込むことを防止するために必要な措置についての指導を行う。

エ オイルフェンス、油処理剤、消火薬剤等の必要な防災資機材の計画的な整備及び備蓄に努める。

オ 特定事業所及び防災関係機関との情報、通信連絡・広報体制、職員の配置計画等を策定し、災害時の即応体制を整える。

カ 関係機関と協議のうえ、あらかじめ緊急交通路を選定し緊急時の車両通行及び物資輸送の確保に備えるものとする。

キ 港湾施設及び海岸保全施設の建設整備にあたっては、地盤の種別及び当該施設の重要度を考慮して行う。

ク 宮城県警察本部と連携して、高圧ガス等運搬車両の路上検査を実施し、これらの車両による事故災害の未然防止を図る。

(8) 関係消防本部

ア 特定事業所に対し、関係法令に基づく定期及び臨時の立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導し、必要な勧告、指示、命令を行う。

イ 宮城県警察本部と連携して、危険物運搬車両（移動タンク貯蔵所を含む。）の路上検査を実施し、これらの車両による事故災害の未然防止を図る。

ウ 特別防災区域における災害の特殊性を考慮し、区域内における施設規模に応じた化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車その他の防災資機材、消火薬剤及び防災要員の確保、増強に努める。

(9) 宮城県警察本部

ア 宮城県及び関係消防本部と連携して、危険物、高圧ガス運搬車両等の路上検査を実施し、これらの車両による事故災害の未然防止を図る。

イ 交通規制計画等を策定のうえ、緊急交通路を指定し緊急時の車両通行及び物資輸送の確保に努める。

(10) 関係市町

ア 住民等への災害状況や避難場所等の各種情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、地域の実情を踏まえつつ、防災行政無線や緊急速報メール、衛星携帯電話等複数の通信手段の整備、拡充、保守並びに耐災害性の強化に努める。

イ 特定事業所及び防災関係機関との情報、通信連絡・広報体制、職員の配置計画等を策定し、災害時の即応体制を整える。

(11) 宮城県沿岸排出油等防除協議会

ア 宮城県沿岸海域において、大量の油または有害液体物質が排出され沿岸に漂着若しくは漂着のおそれがある場合の排出油等防除活動について、必要な事項を協議しその実施の推進を図る。

イ 排出油等防除計画を策定するとともに、情報及び通信連絡体制、人員並びに資機材等の動員体制を整備し、災害時の即応体制を整える。

ウ 排出油等防除に必要な資機材の整備促進に努める。

エ 排出油等防除活動の知識、技術向上のための研修及び訓練を行う。

第2節 自然災害予防計画

この計画は、特別防災区域に係る地震、津波その他の異常な自然災害による災害の防止に関して定める。

1. 地震災害の予防計画

(1) 災害予防の基本方針

① 特定事業者

ア 災害予防に関し、第一次的責任者として各施設及び設備の耐震性及び安全性の向上に努めるとともに、あらかじめ定める計画に従い保安検査及び点検を徹底するものとする。

イ 地震が発生した場合の、避難体制、情報連絡体制、施設の緊急停止手順及び防災活動体制等についてあらかじめ整備し、訓練等を行い緊急時の即応体制を整えるものとする。

② 防災関係機関

ア 関係法令に基づく権限を有する機関は、地震発生に伴う火災、漏洩等の事故防止を図り被害を最小限に抑えるため、特定事業所に対し施設及び設備の適切な維持管理、信頼性の向上等を図るため、点検、検査、監督指導を強化するものとする。

イ 特定事業所に対する災害予防についての教育及び防災訓練等を実施し、防災に関する知識、技能の向上を図るものとする。

ウ 特定事業所及び防災関係機関相互の連絡、情報伝達・広報体制の確立を図るとともに、防災要員の配備計画を策定する等緊急時の即応体制を整えるものとする。

(2) 基本的な予防措置事項

① 特定事業者

ア 危険物施設等の新設や変更にあたっては、関係法令に基づき十分な耐震性を確保する。

イ 建設後長期間を経過している施設については、その後の経年劣化を考慮し、定期点検や保安検査等を実施し、強度の不足する箇所に適切な措置を施すことにより耐震性を確保する。

ウ 危険物タンク及び可燃性ガスタンクについては、関係法令により耐震性等の強化が規定されている場合、または新たに規定された場合は、当該関係法令に定める適合期限に関わらず、可能な限り早期に必要な耐震性の強化を行うよう努める。

エ 防油堤、配管設備、制御設備、付属構造物及び建物等について、関係法令に基づき破損、漏洩等を起こさないよう耐震化を図る。

オ 長周期地震動に伴う危険物タンクのスロッシングによる被害の発生防止を図るため、液面高さの管理を行う。

カ 漏洩検知装置、緊急遮断装置、消火設備及び資機材等の保安防災設備は、有効に作動するよう関係法令に基づき適切に配置し維持管理を行い、信頼性の向上、確保に努める。

キ 可燃性ガスタンクが複数密集して設置されている場合には、発災時の隣接タンクへの影響を低減させるため、個々のタンクが防液堤で仕切られた構造とするよう検討するものとする。

ク 施設の緊急停止基準及び作業マニュアル等を作成し、従業員に周知徹底する。

ケ 自衛防災組織を設置し、防災規程を定め、防災管理者及び副防災管理者(第1種事業者に限る。)を選任し、防災要員を置き、特定防災施設等を設置するとともに、必要な防災資機材を整備して維持管理するものとする。

コ 従業員等の避難体制、情報連絡体制、防災活動体制等をあらかじめ整備し、地域住民及び関係機関等と連携して訓練を行い緊急時の的確な対応を整えるよう努める。

サ 特別防災区域における災害の特殊性を考慮し、施設規模に応じた化学消防車その他の防災資機材、消火薬剤、防毒マスク等及び防災要員の確保、増強に努めるものとする。

② 防災関係機関

ア 関東東北産業保安監督部東北支部

必要に応じ特定事業所、高圧ガス施設の設置者及び電気施設者またはガス事業者に対し立入検査を行い、関係事業所に対する監督指導を行うものとする。

イ 宮城海上保安部

(ア) 地震により災害発生が予想される場合は、危険物及び高圧ガス船舶等に対し、港長が状況に応じて荷役中止あるいは港外避泊を勧告し、また、必要あると認めるときは港外移動を命じる。

(イ) 危険物積載船舶の入出港時及び停泊中に、必要あると認めるときは巡視船艇を出動させて安全性の確認及び指導にあたりるとともに、付近航行船舶及び港内作業船舶に対して危険物積載船舶に接近しないように指導し、付近における喫煙及び火気取扱いの禁止を徹底する。

(ウ) オイルフェンス、油処理剤、消火薬剤等必要な防災資機材の整備を図るとともに、県内における流出油防除資機材の備蓄状況の把握に努める。

(エ) 海域における障害物除去及び障害物の撤去を命じる。

ウ 東北地方整備局仙台河川国道事務所

関係機関と協議のうえ、緊急通行道路を選定し、緊急時の車両通行及び物資輸送の確保並びに障害

物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材の確保に備える。

エ 東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所

港湾管理者と協議し，直轄事業に係る港湾施設及び港湾区域内の海岸保全施設を，所要の耐震構造で建設する。

オ 東北運輸局

危険物船舶運送及び貯蔵規則の遵守及び励行についての指導を行う。

カ 東北管区警察局

警察官及び災害関係装備品の受支援・調達体制の確立に努める。

キ 宮城県

(ア) 関係法令に基づく定期的な保安検査及び必要に応じ立入検査等を行い，施設の適切な維持管理がなされるよう指導する。

(イ) 施設の設置，変更等の許可及び予防査察の実施等について，関係消防本部へ指導，助言を行う。

(ウ) オイルフェンス，油処理剤，消火薬剤等の必要な防災資機材の計画的な整備及び備蓄に努める。

(エ) 特定事業所及び防災関係機関との情報，通信連絡・広報体制，職員の配置計画等を策定し，災害時の即応体制を整える。

(オ) 関係機関と協議のうえ，あらかじめ緊急交通路を選定し緊急時の車両通行及び物資輸送の確保並びに障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材確保に備えるものとする。

(カ) 港湾施設及び海岸保全施設の建設整備にあたっては，地盤の種別及び当該施設の重要度を考慮して行う。

(キ) 港湾の障害物除去及び撤去を命じ，応急復旧等の体制を整えるものとする。

ク 関係消防本部

(ア) 特定事業所に対し，関係法令に基づく定期及び臨時の立入検査を行い，法令に定める技術上の基準に適合するよう指導し，必要な勧告，指示，命令を行う。

(イ) 特別防災区域における災害の特殊性を考慮し，区域内における施設規模に応じた化学消防車，高所放水車，泡原液搬送車その他の防災資機材，消火薬剤及び防災要員の確保，増強に努める。

ケ 宮城県警察本部

交通規制計画等を策定のうえ，緊急交通路を指定し緊急時の車両通行及び物資輸送の確保に努める。

コ 関係市町

(ア) 住民等への災害状況や避難場所等の各種情報提供や被害情報等の収集伝達手段として，防災行政無線等の整備，拡充，保守に努める。

(イ) 特定事業所及び防災関係機関との情報，通信連絡・広報体制，職員の配置計画等を策定し，災害時の即応体制を整える。

サ 宮城県沿岸排出油等防除協議会

(ア) 宮城県沿岸海域において，大量の油または有害液体物質が排出され沿岸に漂着若しくは漂着のおそれがある場合の排出油等防除活動について，必要な事項を協議しその実施の推進を図る。

(イ) 排出油等防除計画を策定するとともに，情報及び通信連絡体制，人員並びに資機材等の動員体制を整備し，災害時の即応体制を整える。

(ウ) 排出油等防除に必要な資機材の整備促進に努める。

(エ) 排出油等防除活動の知識，技術向上のための研修及び訓練を行う。

2. 津波、高潮、波浪等の災害予防計画

(1) 災害予防の基本方針

① 特定事業者

ア 災害予防に関し、第一次的責任者として各施設及び設備の安全性の向上に努めるとともに、あらかじめ定める計画に従い、保安検査及び点検を徹底するものとする。

イ 避難体制、情報連絡体制、施設の緊急停止手順及び防災活動体制等についてあらかじめ整備し、訓練等を行い緊急時の的確な対応を整えるものとする。

② 防災関係機関

ア 関係法令に基づく権限を有する機関は、津波、高潮等の発生に伴う漏洩、流出等の事故防止を図り被害を最小限に抑えるため、特定事業所に対し施設及び設備の適切な維持管理、信頼性の向上等を図るため、点検、検査、監督指導を強化するものとする。

イ 特定事業所に対する災害予防についての教育及び防災訓練等を実施し、防災に関する知識、技能の向上を図るものとする。

ウ 特定事業所及び防災関係機関相互の連絡、情報伝達体制の確立を図るとともに、防災要員の配備計画を策定する等、緊急時の即応体制を整えるものとする。

(2) 基本的な予防措置事項

① 特定事業者

ア 仙台管区气象台等との連絡を密にし、異常気象等に関する情報の収集に努める。

イ 危険物施設等の耐圧性、耐腐食性の強化に努め、直接海面に接する事業用地及び事業用施設が波浪により浸食されまたは流出することにより生ずる被害を防止する措置を講ずるものとする。

ウ 危険物タンクの移動（浮き上がり、滑動）による被害の発生防止を図るため、液面高さの管理等の対策について検討する。

エ タンク基礎部の洗掘、防油堤や防液堤の洗掘及び倒壊を防止するため、基礎部の補強等の対策について検討する。

オ 津波による石油類の流出拡大防止のための流出油等防止堤の補強や排水処理設備の機能維持対策等の対応について検討する。

カ 緊急遮断装置、電気設備等は災害が発生した場合でも有効に作動するように適切に維持管理を行い、信頼性の向上、確保に努めるものとする。

キ 従業員等の避難体制（避難場所及び避難経路の確保や監視者の配置等）、情報連絡体制、防災活動体制等をあらかじめ整備し、地域住民及び関係機関等と連携して訓練を行い緊急時の的確な対応を整えるよう努めるものとする。

ク 大規模な地震による津波の到達までの予想時間が短い場合等では、人命の安全確保を最優先とすることを前提に、自衛防災組織等の出動及び退避に要する時間や安全時間を考慮し、活動時間をあらかじめ設定する（活動時間が経過した場合は直ちに退避）等の対応をとっておくものとする。このことから、特定事業所は、津波災害時における自衛防災組織等の活動について、真に必要なものを精査しておくとともに、必要な活動の実施後における退避ルールを明確化するよう努めるものとする。

また、従業員等の退避行動を優先することができるよう、危険物等の施設・装置の緊急停止作業の自動化・省力化及び遠隔操作化を図るとともに、地震発生時には電源が喪失することも予想されることから、予備動力源を確保するなど緊急停止に係る信頼性の向上に努めるものとする。

ケ 流出物により施設が破壊されないよう、日常から施設内の物品については、固定または倉庫に保管する等の措置を講ずるものとする。

コ 自衛防災組織を設置し、防災規程を定め、防災管理者及び副防災管理者(第1種事業者に限る。)を選任し、防災要員を置くこと。

また、特定防災施設等を設置するとともに、特別防災区域に係る共同防災組織を設置し、必要な防災資機材を整備し維持管理するものとする。

② 防災関係機関

ア 関東東北産業保安監督部東北支部

必要に応じ特定事業所、高圧ガス施設の設置者及び電気施設者またはガス事業者に対し立入検査を行い、関係事業所に対する監督指導を行うものとする。

イ 宮城海上保安部

(ア) 災害発生が予想される場合は、危険物及び高圧ガス船舶等に対し、港長が状況に応じて荷役中止あるいは港外避泊を勧告し、また、必要あると認めるときは港外移動を命じる。

(イ) 危険物積載船舶の入出港時及び停泊中に、必要あると認めるときは巡視船艇を出动させて安全性の確認及び指導にあたるとともに、付近航行船舶及び港内作業船舶に対して危険物積載船舶に接近しないように指導し、付近における喫煙及び火気取扱いの禁止を徹底する。

(ウ) オイルフェンス、油処理剤、消火薬剤等必要な防災資機材の整備を図るとともに、県内における流出油防除資機材の備蓄状況の把握に努める。

(エ) 海域における障害物除去及び障害物の撤去を命じる。

ウ 東北地方整備局仙台河川国道事務所

関係機関と協議のうえ、緊急交通道路を選定し、緊急時の車両通行及び物資輸送の確保並びに障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保に備える。

エ 東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所

港湾管理者と協議し、直轄事業に係る港湾施設及び港湾区域内の海岸並びに保全施設を建設する。

オ 東北運輸局

危険物船舶運送及び貯蔵規則の遵守及び励行についての指導を行う。

カ 東北管区警察局

警察官及び災害関係装備品の受支援・調達体制の確立に努める。

キ 宮城県

(ア) 関係法令に基づく定期的な保安検査及び必要に応じ立入検査等を行い、施設の適切な維持管理がなされるよう指導する。

(イ) 施設の設置、変更等の許可及び予防査察の実施等について、消防本部(局)へ指導、助言を行う。

(ウ) オイルフェンス、油処理剤、消火薬剤等の必要な防災資機材の計画的な整備及び備蓄を図る。

(エ) 港湾施設及び海岸保全施設の建設整備を行い、津波、高潮等による災害を予防する。

(オ) 港湾における障害物除去及び障害物の撤去を命じ、応急復旧の体制を整える。

(カ) 関係機関と協議のうえ、あらかじめ緊急交通路を選定し緊急時の車両通行及び物資輸送の確保並びに障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保に備えるものとする。

ク 関係消防本部

(ア) 特定事業所に対し、関係法令に基づく定期及び臨時の立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導し、必要な勧告、指示、命令を行う。

(イ) 特別防災区域における災害の特殊性を考慮し、区域内における施設規模に応じた防災資機材及び防災要員の確保、増強に努める。

ケ 宮城県警察本部

交通規制計画等を策定のうえ、緊急交通路を指定し緊急時の車両通行及び物資輸送の確保に努める。

コ 関係市町

(ア) 住民等への災害状況や避難場所等の各種情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等の整備，拡充，保守に努める。

(イ) 特定事業所及び防災関係機関との情報，通信連絡・広報体制，職員の配置計画等を策定し，災害時の即応体制を整える。

サ 宮城県沿岸排出油等防除協議会

(ア) 宮城県沿岸海域において，大量の油または有害液体物質が排出され沿岸に漂着若しくは漂着のおそれがある場合の排出油等防除活動について，必要な事項を協議しその実施の推進を図る。

(イ) 排出油等防除計画を策定するとともに，情報及び通信連絡体制，人員並びに資機材等の動員体制を整備し，災害時の即応体制を整える。

(ウ) 排出油等防除に必要な資機材の整備促進に努める。

(エ) 排出油等防除活動の知識，技術向上のための研修及び訓練を行う。

3. その他の異常な自然現象による災害の予防計画

(1) 特定事業者等は，大雨，強風，落雷，がけ崩れ等の異常な自然現象による災害の予防措置を講ずるものとし，特に二次災害の発生する恐れのある次の災害の予防を徹底する。

- ① 集中豪雨により危険物施設等が損傷し，あるいは危険物等が流出することにより発生する災害
- ② 強風により危険物施設等が損傷し，あるいは危険物等が飛散することによって発生する災害
- ③ 落雷による危険物施設等の火災または爆発を伴う災害
- ④ がけ崩れによる施設の倒壊及びこれに起因する災害

(2) 防災関係機関は，相互に連携を密にし，関係法令等に基づき特定事業者等を監督指導する。

第3節 その他の災害の防止

1. 航空機事故による災害の防止

(1) 仙台空港事務所

特別防災区域に係る航空機事故による災害を防止するため，次のとおり飛行制限を行う。

ア 特別防災区域及び周辺上空を飛行する航空機の最低安全高度（航空法「昭和27年7月15日法律第23号」第81条）以下の飛行を禁止する。

イ 必要に応じ関係官庁と調整のうえ，所要の飛行制限とその周知徹底を図る。

(2) 宮城県

防災関係機関等による災害活動に支障が生じるおそれのある場合は，報道機関その他の航空機による飛行自粛を要請する。

2. 労働災害の防止

(1) 宮城労働局

ア 労働安全衛生の確保，安全教育，作業安全の徹底等を図るため，化学設備，危険物及び高圧ガスを製

造し、または取り扱う事業所については安全管理体制の強化、作業規程の作成整備と安全教育の徹底及び設備の安全化、労働管理の配慮等について監督指導を実施する。

イ 特に下請業者を使用する事業所に対しては、総括安全衛生管理体制を確立させ、的確な作業指導を行うよう監督指導を実施する。

ウ 化学プラントの新設、変更時等における計画の審査を強化する。

(2) 東北運輸局

船員の労働災害防止について、随時監督指導を行う。

3. 安全輸送の確保

東日本旅客鉄道(株)仙台支社、仙台臨海鉄道(株)及びその他の運輸事業者等は、船舶、車両、貨車等による石油及び高圧ガス等の安全輸送の確保について、関係法令に示された技術上の基準に従うほか、次のような安全対策を講ずる。特に、高圧ガスを容器（タンクローリー及びタンク車を含む）で移動する場合には、高圧ガス保安法に基づくとともに当該容器（タンク車含む）の移動に当たっては、移動監視者を同乗させるものとする。

- (1) 石油及び高圧ガス輸送車両の連結制限等運転操作の安全確保
- (2) 石油及び高圧ガス積載方法の安全確保
- (3) 石油及び高圧ガス荷役の安全確保
- (4) 石油及び高圧ガス輸送車両の停車、常置場所の安全確保
- (5) 石油及び高圧ガス車両の踏切事故の防止

第4節 防災に関する調査研究計画

この計画は、災害の未然防止を図るために行う調査研究の実施に関して定める。

1. 実施機関

- (1) 防災関係機関及び特定事業者は、単独または共同して防災に関する調査研究を行う。
- (2) 防災本部は、自らまたは防災関係機関及び特定事業者と協力して防災に関する調査研究を実施するとともに、必要と認めるときは専門員をして専門の事項を調査させる。

2. 実施項目等

- (1) 特別防災区域及び特定事業所の実態調査

次の事項について実態調査を年1回以上実施し、防災関係機関における活用を図る。

- ア 特定事業所の概要
- イ 石油等の貯蔵、取扱い及び処理量
- ウ 危険物施設の状況
- エ 特定防災施設、防災資機材の実態と計画
- オ 防災関係機関の消防力等の状況

- (2) 防災技術等に関する調査研究

災害態様の予測及び災害防止対策等について十分検討し、防災体制等を充実強化するため次の事項について調査研究を実施する。

- ア 石油及び高圧ガス等の製造、貯蔵、取扱い及び処理に係る設備・施設及び技術上の安全に関する調査研究
 - イ 火災、爆発、石油等の漏洩または、流出その他の事故による災害の防止及び拡大の防止に関する調査研究
 - ウ 地震、津波その他異常な自然現象による二次災害防止に関する調査研究
 - エ 油火災特殊災害の防御技術に関する調査研究
 - オ 災害想定に関する調査研究
 - カ 災害原因調査
 - キ その他必要と認められる事項の調査研究
- (3) 海上災害等に関する調査研究
- 海上災害業務を効果的に実施するために、次の事項について資料収集及び調査研究を行う。
- ア 港湾の状況
 - イ 避難停泊地等の状況
 - ウ 気象、海象及び水路の状況
- なお、上記事項のうち次の課題について早急を実施する。
- 特定事業所の防災診断調査
 - 石油コンビナート危険度分布図作成に関する調査研究
 - 油タンクの地震による災害拡大予測に関する調査研究

第 5 節 防災教育及び訓練に関する計画

この計画は、特別防災区域に係る災害の防止に必要な教育及び訓練の実施に関して定める。

1. 防災教育

特定事業者等及び防災関係機関は、あらかじめ計画を立て、単独または共同して職員等に対する防災教育を実施する。

- (1) 特定事業者等は、自ら従業員並びに従業員以外の作業従事者に対して、次による防災教育を行うとともに、特別防災区域内の他の特定事業者と共同して防災研修会等を実施する。

- ア 安全・保安意識の高揚
 - (ア) 自主保安の重要性
 - (イ) 安全に関する技術の伝承と人材育成の推進
 - (ウ) 石油コンビナートに関する最新の安全対策を含んだ技術情報・事故情報の収集と周知・共有
 - (エ) 防災管理者等に対する継続的な研修の実施
- イ 安全管理に関する知識・技術の習熟等
 - (ア) 定常及び緊急時の運転・操作に関する知識・技術の習熟
 - (イ) 安全管理に資するマニュアル等の作成と手順等の徹底
 - (ウ) マニュアルの手順の背景にある原理原則の理解 (Know Why) の推進

- (2) 関係消防本部は、法令等に基づき、特定事業者を対象として年 1 回以上次の防災教育を実施する。

- ア 防災管理者及び副防災管理者に対し、災害の未然防止と自衛防災組織並びに共同防災組織の運用に関する教育

- イ 防災要員に対し、災害の予防と災害防御技術に関する教育
- ウ 危険物保安監督者・危険物施設保安員及び危険物取扱者に対し、危険物施設の保全・危険物の安全管理及び危険物災害の防止等に関する教育
- (3) 宮城海上保安部は部内の職員に対し、海上災害についての防災教育、研修を実施するとともに危険物を取り扱う事業所の職員、船舶乗組員に対する海上防災教育を実施する。
- (4) 宮城労働局は、総括安全衛生責任者及び安全管理者に対し安全衛生教育を実施する。
- (5) 宮城県は、次による防災教育を実施する。
 - ア 危険物規制事務担当職員の指導育成の強化
危険物規制事務担当職員（関係消防本部）の講習会、会議等を開催し、危険物規制事務の能率化、円滑化を図る。
 - イ 危険物取扱者の知識・技能の高揚
危険物取扱者に対して保安講習を行い、危険物規制に関する知識・技能の向上を図るとともに、無資格者に対する研修を行い、危険物施設の保安管理の徹底を図る。
 - ウ 高圧ガスを取り扱う事業所の従業員に対し、高圧ガスの取扱方法について年1回以上の講習会または研修会を開催し、徹底した安全教育を行う。

2. 防災訓練

特定事業者及び防災関係機関は、あらかじめ計画を立て、単独または共同で災害応急対策のための実践的
技能の向上、一体的活動体制の確立等を目的とする防災訓練を実施する。

さらに、この実施結果を検証し、防災計画並びに防災関係機関、特定事業所等における各種防災活動マ
ニュアル等の妥当性を確認するものである。なお、防災訓練の実施に当たって特別防災区域に災害が発生した
場合のほか、地震や津波等により特別防災区域で同時多発的に災害が発生した場合や、また、広域的に災害
が発生し、総力を結集できかねる事態も想定し実施するものとする。

(1) 訓練種目

緊急通信・通報訓練

避難・避難誘導（周辺住民の参加に努める）、広報訓練、交通規制、救出救護訓練

資機材調達・輸送訓練

危険物等火災防御訓練、ガス漏洩着火防止訓練

タンクローリー等火災防御訓練、タンカー等船舶火災防御訓練

流出油防除訓練、地震等自然災害応急対策訓練、その他必要な訓練

(2) 訓練の区分及び実施機関

ア 単独訓練

特定事業者及び防災関係機関は、事業に関連した訓練種目を選定して訓練を実施する。

イ 共同訓練

(ア) 特定事業者は、あらかじめ災害を想定し、共同して訓練を実施する。

(イ) 特定事業者及び防災関係機関は、あらかじめ災害を想定し、共同して訓練を実施する。

(ウ) 直径34m以上の浮き屋根式タンクを設置する特定事業所は、広域共同防災規程に基づき、防災訓
練を実施する。

ウ 総合訓練

防災本部主唱のもと、防災区域に係る防災関係機関参加による総合訓練を年1回以上実施する。

第6節 相互応援計画

この計画は、特別防災区域に係る出火、石油等の漏洩その他の異常な現象（以下「異常現象」という。）の発生時における特定事業所間の相互応援出動の基準に関して定める。

1. 現 況

(1) 仙台地区

当該地区に所在する ENEOS(株)仙台製油所、東北電力(株)新仙台火力発電所、全農エネルギー(株)仙台石油基地、仙台市ガス局港工場、東邦アセチレン(株)多賀城工場、J F E スチール(株)棒線事業部仙台製造所、(株)仙台サンソセンター、日鉄建材(株)仙台製造所、東洋製罐(株)仙台工場、キリンビール(株)仙台工場、石油資源開発(株)長岡事業所仙台パイプライン管理事務所及び仙台パワーステーション(株)仙台パワーステーションの12事業所は、共同防災組織を設置し、災害の発生または拡大の防止活動を行うための共同防災規程を制定して、特定事業所間の応援体制を確立している。

(2) 塩釜地区

当該地区に所在する特定事業所は、共同防災組織として塩釜地区特別防災区域協議会を設置し、災害の発生または拡大の防止活動を行うための共同防災規程を制定して、特定事業所間の応援体制を確立している。

2. 応援出動の計画

特定事業所において災害が発生したときは、共同防災規程等の定めるところにより相互応援し防災活動を実施するものとする。

(1) 応援出動態勢の整備

異常事態が発生するおそれがある場合または他の特定事業所に異常現象が発生した場合は直ちに応援活動ができるよう、要因の招集等必要な措置をとるため、あらかじめ計画しておくものとする。

(2) 応援要請の手続

応援出動の要請は、応援協定等の定めるところにより、異常現象が発生した当該特定事業所が自らの判断により行うことを原則とし、応援を必要とする理由、派遣を希望する人員、応援資機材の種別及び数量等、通報すべき事項をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 応援隊の出動

応援出動の要請を受けた特定事業者は、直ちに出動人員及び応援資機材等の種別、数量等を確認し、応援隊の指揮者を指名して出動させるよう、あらかじめ定めておくものとする。

(4) 応援隊の指揮

応援隊の指揮者は、災害現場到着と同時に、応援要請をした特定事業者に、応援出動の人員、応援資機材の種別及び員数等を報告してその指示を受けて活動するよう、あらかじめ明確にしておくものとする。

(5) 応援活動等

特定事業者は、応援隊が行う応援活動の範囲、応援隊の指揮並びに応援隊の出動及び応援資機材の使用に伴う費用負担等について、あらかじめ定めておくものとする。

(6) 応援隊の撤収

災害応急対策が完了したときは、応援隊の指揮者は、応援活動で使用した資機材の撤収を行い、人員並びに資機材の異常の有無、消火薬剤の使用量等を確認し、その旨、応援要請をした特定事業者に報告し、その指示を受けて応援隊の撤収を行うよう計画しておくものとする。

第7節 防災施設、設備及び資機材等整備計画

この計画は、特別防災区域に係る災害の防止に必要な施設、設備機材等の整備について定める。

1. 特定事業者

(1) 特定防災施設等

特別防災区域に所在する特定事業者は、法令で定める基準により流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備等を設置し、及び維持するものとする。

ア 流出油等防止堤

消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げる第4類の危険物を貯蔵する容量が1万キロリットル以上の屋外貯蔵タンクを有する特定事業所が設置するもので、仙台地区のENEOS(株)仙台製油所及び全農エネルギー(株)仙台石油基地がこれに該当する。

ENEOS(株)仙台製油所

設置状況	規模	容量	113,822 m ³
		延長	6,347.17m
		高さ	0.6~0.8m

構造 鉄筋コンクリート及び土築

完成 昭和52年2月16日

全農エネルギー(株)仙台石油基地

設置状況	規模	容量	21,104.68 m ³
		延長	995m

構造 鉄筋コンクリート及び土築

完成 昭和60年3月14日

イ 消火用屋外給水施設

特定事業所に係る自衛防災組織に、法律の定めるところにより大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車または小型消防車を備えなければならない当該特定事業者が設置するものとする。

ウ 非常通報設備

特定事業者は、当該特定事業所における異常事態の発生について、直ちに、消防署、当該特別防災区域内の関係事業所及び共同防災組織に通報することができる無線または優先電気通信設備を設置するものとする。

エ 整備計画

特定事業者は、特定防災施設等に対する外観点検、機能点検及び総合点検をそれぞれ1年に1回以上実施し、点検項目及び実施方法は消防庁長官が定める方法による。

(2) その他の防災設備及び資機材等

特定事業者は、当該特定事業所が所在する特別防災区域ごとに共同防災組織を設置して防災資機材等を整備するものとする。

また、直径34m以上の浮き屋根式タンクを設置する特定事業所は、広域共同防災規程に基づき、大容量泡放射システムを整備するものとする。

共同防災組織並びに自衛防災組織が備えつける防災機材等

(仙台地区)

(令和6年1月1日現在)

項目 事業所名	共同防災組織											自衛防災組織								
	大型化学高所放水車	泡原液搬送車	甲種普通化学消防車	泡消火薬剤	可搬式放水銃	放水砲	耐熱服	呼吸器	オイルフェンス	オイルフェンス展張船	油回収船	防災要員	甲種普通化学消防車	小型消防車	泡消火薬剤	可搬式放水銃	耐熱服	呼吸器	オイルフェンス	防災要員
	台	台	台	0	基	基	着	個	m	隻	隻	人	台	台	0	基	着	個	m	人
E N E O S(株) 仙台製油所													2		80,250	9	2	2	2,600	7~
東北電力(株) 新仙台火力発電所																	9	12	180	4~
全農エネルギー(株)															7,600	1	3	2	600	2~
(株) 仙台 サンソセンター																4		2		2~
東邦アセチレン(株) 多賀城工場																				2~
仙台市ガス局 港工場	2	2	1	29,880	3		3	3	1,080	1		12					1	2		2~
J F E スチール(株) 棒線事業部 仙台製造所																				2~
東洋製罐(株)																				
日鉄建材(株) 仙台製造所																				
麒麟ビール(株)																				
石油資源開発(株)																				
仙台ハ°ワーステーション(株) 仙台ハ°ワーステーション																				

(共同防災組織の防災資機材等については、石油コンビナート等災害防止法第19条第4項の政令で定める基準により設置している事業所「ENEOS(株)仙台製油所・全農エネルギー(株)」である。)

(塩釜地区)

(令和6年1月1日現在)

事業所名	共同防災組織									自衛防災組織			
	甲種普通化学消防車台	普通高所放水車台	泡消火薬剤	可搬式放水砲	可搬式放水銃	耐熱服	呼吸器	オイルフェンス	オイルフェンス展開船隻	防災要員	泡消火薬剤	オイルフェンス	防災要員
E N E O S 株											7,560	540	2~
カメイ物流サービス株											7,560	540	2~
出光興産株塩釜油槽所	1	1	7,560	1	1	2	2	540		6	7,560	540	2~
出光興産株貞山塩釜油槽所											7,560	540	2~
東西オイルターミナル株											7,560	540	2~

広域共同防災組織が備えつける防災資機材等

第二地区（東北）広域共同防災協議会の防災資機材一覧

(令和6年1月1日現在)

大容量泡放水砲			
大容量泡放水砲	広域共同防災組織に備え付けるべき大容量泡放水砲の放水能力	広域共同防災組織に備え付けているべき大容量泡放水砲の数量及び放水能力	備え付け場所
	毎分 60,000ℓ	数量 2基 放水能力 毎分 15,000ℓ~40,000ℓ	秋田国家石油備蓄基地
大容量泡放水砲用防災資機材等			
種類	広域共同防災組織が備え付けている数量及び性能等		備え付け場所
ポンプ	数量 3基（一体型ポンプ） 性能等 最大吐出量 毎分 20,000ℓ		秋田国家石油備蓄基地
混合装置	数量 2基セット 性能等 吐出圧力 ~1.4MPa 混合範囲 1.0%~2.0%		秋田国家石油備蓄基地
ホース及び結合金具	数量 6,460m（訓練用含む） 性能等 使用圧 1.3MPa（破壊圧力 2.8MPa）		秋田国家石油備蓄基地
大容量泡放水用泡消火薬剤	数量 108,000ℓ（1.5%相当分） 性能等 1%希釈型（D I C株式会社製）		秋田国家石油備蓄基地
その他の防災資機材	耐熱服	数量 5式	秋田国家石油備蓄基地
	空気呼吸器	数量 5セット 性能等 帯行空気量 1,260~2,430ℓ 使用時間 31~60分	秋田国家石油備蓄基地
	ホースリール	数量 8セット 性能等 800m/セット	秋田国家石油備蓄基地
防災要員			
ENEOS株仙台製油所		18人	

2. 防災関係機関

(1) 第二管区海上保安本部

ア 宮城海上保安部

(令和6年1月1日現在)

区 分	現 有 設 備 資 機 材 等		数 量
	性 能 等		
巡 視 船	ざおう	3,100トン	3 隻
	くりこま	1,300トン	
	まつしま	1,250トン	
巡 視 艇	うみぎり	100トン	4 隻
	しまかぜ	26トン	
	しらはぎ	26トン	
	ささかぜ	26トン	
航 空 機	MH920	シコルスキー76D型 ヘリコプター	1 機
作 業 船 等	ぺるせうす	9メートル型 モーターボート	1 隻
オ イ ル フ ェ ン ス	B型		300m
油 回 収 資 機 材	フォイレックス		1 機
油 回 収 ネ ッ ト	SEA SWEEPER M-07		1 式
	キョーフ式H-7型		7 個
油 処 理 剤 散 布 装 置	カネヤス式K-3		3 個

イ 仙台航空基地

区 分	現 有 設 備 資 機 材 等		巡 航 速 力
	性 能 等		
航 空 機	MA861	ビーチ350 固定翼	263Kt
	MA865	ビーチ350 固定翼	263Kt
	MA866	ビーチ350 固定翼	263Kt
	MA871	ビーチ350 固定翼	263Kt
	MH965	アグスタ139 ヘリコプター	167Kt
	MH968	アグスタ139 ヘリコプター	167Kt

(2) 宮城県

(令和6年1月1日現在)

	区 分	現 有 設 備 資 機 材 等		
		性 能 等	数 量	備 考
1	化学消火薬剤	(水成膜系)	54,000ℓ	※ 泡消火薬剤の備蓄量の根拠については資料編 P321-P322 参照
2	油 処 理 剤	(低毒性)	13,140ℓ	
3	オイルフェンス	(カップE型, カップB型)	2,100m	(海洋型)
4	油 吸 着 剤 材		3,660 kg	

(3) 仙台市

(令和6年1月1日現在)

	区 分	現 有 設 備 資 機 材 等		
		性 能 等	数 量	備 考
1	大型化学車	放水能力 3,000ℓ/分以上	1台	
	化学車	放水能力 2,000ℓ/分以上	6台	
2	大型高所放水車	放水能力 3,000ℓ/分以上	1台	
3	泡原液搬送車	タンク容量 6,000ℓ/分以上	2台	6,000ℓ及び8,500ℓ
4	一般ポンプ車	普通ポンプ車	20台	
		水槽付きポンプ車	26台	
		小型動力ポンプ付積載車	117台	消防団用
5	はしご車		6台	
6	救助工作車		9台	
	大型水槽車		7台	10,000ℓ級
	人員輸送車		7台	
	高発泡照明車		1台	
	資機材搬送車		7台	
7	救急車		39台	
8	その他の車両		105台	
9	ヘリコプター		2機	
10	発泡器具	可搬式放水砲・銃	8基	化学車積載6基含む
		ピックアップノズル 200型	3本	
		泡ノズル 400型	13本	
		ラインプロポーションナー	11本	
11	耐熱服		36着	
12	空気呼吸器		372基	
	ボンベ		693本	29.4Mpa
13	化学消火薬剤	界面系	12,600ℓ	※ 泡消火薬剤の備蓄量の根拠については資料編 P321-P322 参照
		たんぱく	6,500ℓ	
14	携帯式ガス検知器		72基	
15	消防職員		1,130名	
	消防団員		1,883名	

(4) 塩釜地区消防事務組合

(令和6年1月1日現在)

	区 分	現 有 設 備 資 機 材 等		
		性 能 等	数 量	備 考
1	大型化学消防車	放水能力 3,000ℓ/分以上	1台	化学1
	化学消防車	放水能力 2,000ℓ/分以上	2台	化学2, 化学3
2	大型高所放水車	放水能力 3,000ℓ/分以上	1台	高所1
3	原液搬送車	タンク搬送容量 3,000ℓ	1台	搬送2
4	一般ポンプ車	普通ポンプ車	6台	予備車1台含む
		水槽付きポンプ車	4台	予備車1台含む
		小型動力ポンプ車	6台	各署車両積載
5	梯子車・屈折車		2台	20m級, 35m級
6	救助工作車		1台	
7	救急車		8台	予備車1台含む
8	その他の車両		19台	
9	消防艇	14.0 t	1艇	
10	発泡器具	放水銃(可搬式含む)	4基	
		ピックアップノズル	6本	
		ラインプロポーションナー	9本	
		泡ノズル 200型	2本	
		〃 400型	12本	
		〃 2,000型	1本	
〃 3,000型	2本			
11	耐熱服		17着	
12	空気呼吸器		67基	
	ボンベ	軽合金	166本	
		鉄	57本	
		酸素	82本	
13	化学消火薬剤	移動可能 界面系	12,640ℓ	※ 泡消火薬剤の備蓄量の根拠については資料編 P321-P322 参照
14	ガス検知器		11基	
15	消防職員		222名	

(5) 塩竈市, 多賀城市, 七ヶ浜町(消防団)

(令和6年1月1日現在)

	区 分	現 有 設 備 資 機 材 等		
		種 別	市 町 名	員 数 等
1	一般ポンプ車	普通ポンプ車	塩竈市	6台
			多賀城市	6台
			七ヶ浜町	10台
		小型ポンプ車	塩竈市	2台
			多賀城市	2台
			七ヶ浜町	1台
2	消防団員		塩竈市	133人
			多賀城市	144人
			七ヶ浜町	178人

第 8 節 緑地等の整備に関する計画

この計画は、特別防災区域に係る災害の防除に関し、緩衝地帯としての緑地等の整備について定める。

緑地の現状及び今後の整備計画

1. 仙 台 地 区

(1) 仙台港多賀城地区緩衝緑地

位 置 多賀城市大代及び七ヶ浜町湊浜地内
 面 積 250,943.57 m²
 完成年月日 昭和 51 年 1 月 31 日
 事業主体 宮城県
 施設の概要

施設名	東 地 区		中 央 地 区	
園 路 広 場	散歩道（サイクリングを含む）	2,000m	散歩道（サイクリングを含む）	2,120m
	芝生広場	12,500 m ²	広場（コンクリート）	2,150 m ²
	中央広場	1,962 m ²	橋梁	131m
修 景 施 設	植栽（苗圃 6,000 m ² を含む）	88,000 m ² 98,400 本	植栽	64,000 m ² 6,700 本
	花木園，花壇，噴水		花壇，噴水	
休 養 施 設	四 阿	3 棟	四阿	1 棟
	ベンチ	70 基	ベンチ	69 基
運 動 施 設	運動広場	14,900 m ²	野球場	11,859 m ²
			陸上競技場（サッカー兼用）	400mトラック
			バレーコート	2 面
			テニスコート	2 面
便 益 施 設	駐車場（乗用車 102 台，バス 2 台）	2 ヶ所	駐車場（乗用車 54 台）	2 ヶ所
	自転車置場	1 ヶ所		
	便 所	4 棟	便所	2 棟
	水飲台	9 基	水飲台	9 基
管 理 施 設	管理詰所（倉庫）	1 棟	更衣室・用具庫	1 棟
	倉 庫	1 棟	ポンプ室	1 棟
	給排水，照明等施設		工業用水量水器質 給排水，照明等施設	

(2) 向洋緩衝緑地

位 置 仙台港背後地内 仙台市宮城野区中野字高松，蒲生幹線南海浜部
 面 積 32,000 m²
 事業年度 平成 5 年度～平成 6 年度
 区 分 緩衝緑地
 事業主体 宮城県

(3) 湊浜緑地

位 置 七ヶ浜町湊浜地内 (辯天, 沼前, 上の山, 船戸, 砂山)
面 積 62,941 m²
事業年度 昭和 63 年～平成 3 年
区 分 緩衝緑地
事業主体 宮城県

(4) 特定事業所内緑地

事業所名	緑地面積 (m ²)
E N E O S 株 仙 台 製 油 所	159,408
東北電力株新仙台火力発電所	46,025
全農エネルギー株仙台石油基地	17,000
仙 台 市 ガ ス 局 港 工 場	28,231

2. 塩釜地区

(1) 塩釜港緑地

位 置 塩釜市貞山通二丁目・三丁目地内の各一部
面 積 71,000 m²
事業年度 昭和 55 年度～昭和 57 年度
区 分 緩衝緑地
事業主体 塩釜市

施設の概要

施設名	内 容
園路広場 入口広場 園 路 広 場	2カ所 L=870m, W=2.0~3.0m けやき広場, みはらし台, 花だん広場, 自由広場
修景施設 植 栽 張 芝	22,000 本 10,500 m ²
休養施設	あずまや, ベンチ, 野外卓, パーゴラ
管理施設	管理事務所, 照明灯, 案内標識, 屑かご, 外柵, 車止
便益施設	トイレ 2 棟, 水飲場 3 基
給水施設	散水栓, スプリンクラー 41 基

(2) 中の島緑地

位 置 塩釜市中の島埋立地内
面 積 26,300 m²
事業年度 昭和 55 年度～昭和 60 年度
区 分 休憩緑地
事業主体 宮城県

施設の概要

施設名	内容
広場 多目的広場	芝生
運動施設	テニスコート 2面, 野球場 1面,
休養施設	あずまや, ベンチ
管理施設	照明灯
便益施設	トイレ, 水飲場, 駐車場

第9節 防災に関する広報広聴活動計画

住民の危機意識や防災への関心は、東日本大震災での経験等もあり高まりを見せるとともに、住民等を交えた地域防災力の充実強化が要請される中、事故に伴う健康や環境への影響等、前広なりスクコミュニケーションが求められるようになってきている。

こうした状況を踏まえ、この計画では、平素からの周辺住民等との地域対話、防災知識の普及啓発等の充実に関して定める。

1. 特定事業所

特定事業所は、日頃から周辺住民等とのコミュニケーションの充実を図るようリスクコミュニケーション等の地域対話を定期的に行い、製品の製造工程、特性、環境・安全に関する取組みの説明を行うとともに、住民からの意見・要望等を取組みに反映させるよう努めるものとする。

また、発災時において迅速かつ的確な広報と避難誘導等を図るため、自治会等との緊急連絡体制の整備に努めるものとする。

2. 関係市町・その他の防災関係機関

関係市町、その他の防災関係機関は、石油コンビナート等災害が特別防災区域の周辺に及んだ場合、周辺住民が的確な判断に基づき行動し、早期に円滑な避難行動がとれるよう、また、併せて関係市町、その他の防災関係機関が円滑・確実な避難誘導ができるよう、自主防災組織等との意見交換等を通じて、災害情報の入手方法、避難先、避難経路及び避難時の心得等、必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。

3. 県

県は、特定事業所や関係市町・その他の防災関係機関における取組みを支援するよう努めるものとする。

